

京都市訓令甲第 13 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

第2条第7号中「総合企画局情報化推進室情報管理課長」を「総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理課長」に改める。

第9条第1項第1号中「総合企画局情報化推進室（以下「情報化推進室」）」を「総合企画局デジタル化戦略推進室（以下「デジタル化戦略推進室」）」に改める。

第12条第2項及び第17条中「情報化推進室」を「デジタル化戦略推進室」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(総合政策室)